

改正

令和 3 年 1 月20日要綱第 4 号

調布市バリアフリー推進協議会要綱

調布市交通バリアフリー推進委員会要綱（平成19年調布市要綱第95号）の全部を改正する。

第 1 設置

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第24条の2に基づく移動等円滑化促進方針の作成並びに第25条に基づく調布市バリアフリー基本構想の作成及びバリアフリーに関する各種事業の円滑な推進のため、調布市バリアフリー推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第 2 所掌事項

協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 調布市移動等円滑化促進方針の作成に関すること。
- (2) 調布市バリアフリー基本構想の作成に関すること。
- (3) 次に掲げる事業計画の作成及び進行管理に関すること。
 - ア 法第28条に規定する公共交通特定事業計画
 - イ 法第31条に規定する道路特定事業計画
 - ウ 法第33条に規定する路外駐車場特定事業計画
 - エ 法第34条に規定する都市公園特定事業計画
 - オ 法第35条に規定する建築物特定事業計画
 - カ 法第36条に規定する交通安全特定事業計画
 - キ アからカまでに掲げるもののほか、市が定めるバリアフリーに関する事業計画
- (4) 公共サインの検討に関すること。
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

第 3 構成

協議会は、市長が依頼し、又は任命する次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）21人以上をもって構成する。

- (1) 市民 2 人以内
- (2) 学識経験者 2 人以内
- (3) 公共交通事業者の従業員 3 人以内
- (4) 商工関係者 1 人
- (5) 福祉関係者 6 人以内
- (6) 行政関係者 7 人以内

第 4 任期

委員の任期は、市長が依頼し、又は任命した日から 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第 5 会長及び副会長

協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 招集

協議会は、会長が招集する。

第7 意見の聴取

会長は、協議会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第8 部会

協議会に、所掌事項に関する特定の事項を検討するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員又は市長が任命する関係部署の職員（以下「部会員」という。）をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、部会員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、会務を掌理し、部会の経過及び結果を協議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。
- 6 部会は、部会長が招集する。
- 7 部会長は、部会の運営上必要があると認めたときは、部会員以外の者を部会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第9 庶務

協議会の庶務は、都市整備部交通対策課において処理する。

第10 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後に最初に依頼又は任命される委員の任期の満了する日は、第4の規定にかかわらず、平成25年3月31日とする。

附 則（令和3年1月20日要綱第4号）

この改正は、令和3年4月1日から施行する。